七六一の二、字廻り洞一七六三の二、一七六三の一六、字松ケ洞一七六四の一、一七六四の二、字岩洲ケ洞一七六五の一、字水ナシ一七六六の一、一七六六の四、一七六六の五、字小瘠尾一七六九の一、一七六九の二、字大瘠尾一七七〇、字日蔭葉手洞一七七二の一から一七七二の一〇まで、字猪臥谷一七七六の一から一七七六の七まで、字長峡一七七七の二から一七七七の四まで、河合町稲越字小滝二二〇の一、二二〇の一六、字一ノ瀬一九〇九の一、河合町上ケ島字ゴンヂャヂャミ二六〇の一から二六〇の三まで、二六〇の五、字板木平二六一の三、河合町元田字兀ノ谷六五四の一、字朝ケら谷六五五の三、河合町月ケ瀬字ハナレクラ三九三の一一、河合町角川字志んの谷二三二九の一、字大谷二三三〇から二三三四まで、二三四六の五、河合町天生字丸尾三八五の三、三八五の八、河合町二ツ屋字せんのう二〇六の四、河合町羽根字坂洞五九三、字舟曽六八三、字打越六八四、字かんば谷七四六の一、七四六の二、字東俣七五〇の二、七五一、字岩たれ七五三の一、字鳥屋尾七五四の三、七五五の三、七五五の四、七五六、河合町保字小鷹利一七八五の四、字いら谷一七八七の一、神岡町岩井谷字沼ノ洞三四九の一から三四九の三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県飛騨市河合町稲越字岩樽一三四五の一、一三四五の一〇、河合町大谷字ねず尾六六九の一から六六九の三まで、河合町元田字中尾一〇七五の四、一〇七五の五、宮川町小谷字奥峠四七九の一、字青木四八〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市庭野字玉ノ木二の五六・二の一三三・二の二二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、二の一、二の二、二の五、二の四〇、二の五五、二の七八、二の八四、二の九九、二の一〇九、二の一一八、二の一二三、二の一二六、二の一二八、二の一三六、二の一三九、二の一五一、二の一六七、二の一七二、二の一八二、二の一八七、二の一九三、二の二〇六、二の二一四から二の二一六まで、二の二二二、二の二二六、二の二九九、二の三一四、字長久保二の二〇六・二の二三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二〇、二の三三、二の三四、二の三八、二の三九、二の四九、二の五九、二の一〇二、二の一一四、二の一一八、二の一二五、二の一四二、二の一六四、二の一八七、二の一九三、二の二三七、二の二四七、二の二四九、二の二八一、二の二八三、二の二八五、六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林の指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十一年五月二十八日農林水産省告示第七百八十三号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年六月二十四日農林水産省告示第九百七十号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十二年七月十六日農林水産省告示第九百二十三号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）